

第6期 介護保険料が引き下げられます

基準保険料月額5,792円→5,662円に

65歳以上の方の介護保険料は、介護保険事業計画で見込んだ介護サービス費用の必要量をもとに、3年ごとに算定されています。第6期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料は改定され、引き下げになります。

問合せ 介護保険課 ☎内線2431

介護サービス費用等の財源

介護保険サービスの利用に掛かる費用は、1割(一部2割)を利用者が負担し、9割(一部8割)を介護保険事業費として介護保険財源で賄われます。介護保険財源のうち、50%は公費(税金)で、残りの50%は40歳以上の方が負担する保険料で賄われています(図1)。

介護サービスの必要量と傾向

第6期の介護保険サービスの必要量を積み上げると、介護保険事業費では479億4千万円と見込まれます。第5期計画に比べ約24億円、5.2%増加する見込みです(図2)。

介護保険事業費は、高齢者数や介護を要する方が増加することに伴い、引き続き増加することが見込まれますが、その増加率はゆるやかなものになっています。これは、区が行ってきた介護予防等の取り組みと介護予防事業に参加される方が増えてきているため、近年、介護を要する状態になる方の割合や介護を要する方全体の平均的な介護度が低下傾向を示していることによるものです。

基金の活用による保険料の引き下げ

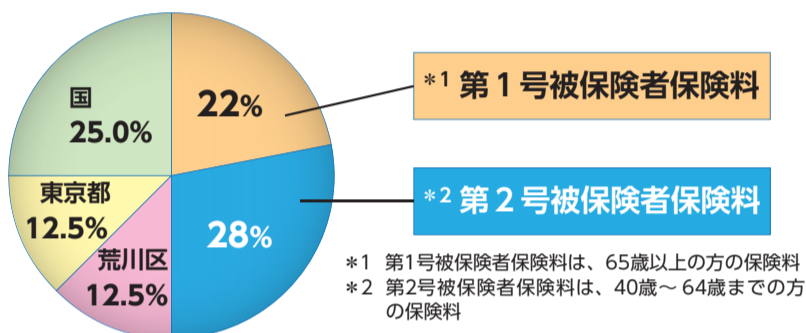
こうして見込んだ介護保険事業費をもとにした介護保険料は、標準保険料額ベースで7万2504

円となりますが、第6期については、これまで積み立てた基金(介護給付費準備基金6億5千万円)を活用し、保険料の引き下げを行いました。

65歳以上の方の介護保険料

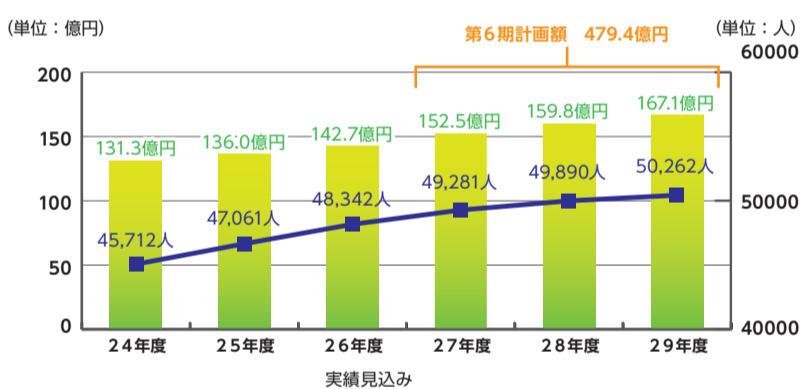
その結果、第6期の標準保険料(第5段階)は、月額6万7948円となり、第5期に比べ、2.2%の引き下げになりました。これにより、第6期の保険料段階(14段階)のすべての段階で、2.2%の引き下げになります(表1)。

図1 介護サービス費用等の財源内訳



*1 第1号被保険者保険料は、65歳以上の方の保険料
*2 第2号被保険者保険料は、40歳～64歳までの方の保険料

図2 介護保険事業費の計画(実績)額及び第1号被保険者数



中長期推計の実施

第6期計画では、団塊の世代が75歳となる37年(2025年)を見据えて、介護保険サービスを見据えて、介護保険サービスを円滑に提供できるように、国が示す指針をもとに、介護保険事業費及び介護保険料の中長期推計を行いました(表2)。

32年度以降の介護保険料等は大幅に上昇する推計結果となっています。区としては、これらで実施・拡充してきた介護予防等の取り組みを、第6期では更に推進することで、介護保険事業費と介護保険料の上昇を抑制するよう努めていきます。

37年(2025年)までの推計

○介護保険事業費			○65歳以上の方の介護保険料(基準月額)		
29年度	32年度	37年度	29年度	32年度	37年度
約167億	約185億	約207億	5662円	6990円	8516円
1千万円	6千万円	5千万円			

表1 65歳以上の方の介護保険料

段階	対象者	基準額に対する割合	第6期年額*1(同月額)	第5期年額(同月額)
第1段階	老齢福祉年金受給者 生活保護受給者 世帯全員が非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	*2 0.46	*2 3万1256円(2605円)	3万1968円(2664円)
第2段階	世帯全員が非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	0.70	4万7564円(3963円)	4万8648円(4054円)
第3段階	世帯全員が非課税で、第1段階・第2段階以外の方	0.75	5万961円(4247円)	5万2128円(4344円)
第4段階	世帯課税で、公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.85	5万7756円(4813円)	5万9076円(4923円)
第5段階	世帯課税で、第4段階以外の方	1.00	基準額 6万7948円(5662円)	6万9504円(5792円)
第6段階	合計所得金額が125万円未満の方	1.10	7万4743円(6228円)	7万6452円(6371円)
第7段階	合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.30	8万8332円(7361円)	9万360円(7530円)
第8段階	合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	1.50	10万1922円(8493円)	10万4256円(8688円)
第9段階	合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	1.80	12万2306円(1万192円)	12万5112円(1万426円)
第10段階	合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	2.20	14万9486円(1万2456円)	15万2904円(1万2742円)
第11段階	合計所得金額が750万円以上1,000万円未満の方	2.70	18万3460円(1万5287円)	18万7656円(1万5638円)
第12段階	合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	3.10	21万639円(1万7552円)	21万5460円(1万7955円)
第13段階	合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	3.15	21万4036円(1万7835円)	21万8940円(1万8245円)
第14段階	合計所得金額が2,000万円以上の方	3.20	21万7434円(1万8118円)	22万2408円(1万8534円)

*1 月額保険料は、基準保険料月額に基準額に対する割合を乗じたものであり、目安として表示しています。
*2 国による保険料軽減が実施された場合、第1段階の保険料等は次のように軽減されます。基準額に対する割合:0.46→0.41、第6期年額(同月額):3万1256円(2,605円)→2万7859円(2,321円)

区民のための「分かりやすい介護保険」

新しくなった介護予防・介護保険を学んでみませんか。どなたでも参加出来ます。直接会場へお越し下さい。

日時 3月23日(月) 午後2時～4時

会場 荒川区役所3階 304・305会議室

定員 50人(先着順)

問合せ 高齢者福祉課 ☎内線2661 介護保険課☎内線2431